

特別養護老人ホーム はなぞの園 (指定短期入所生活介護事業所) 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人花園福祉会が開設する特別養護老人ホームはなぞの園（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所で指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホームはなぞの園
- (2) 所在地 香川県高松市上福岡町2004番地1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業に従事する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者（施設長） 1名（併設施設の管理者（施設長）と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 従業者 医師 1名以上（併設介護老人福祉施設及びユニット型短期入所生活介護と兼務）
医師は、利用者の健康管理、保健衛生指導等を行う。
生活相談員 1名以上（併設介護老人福祉施設及びユニット型短期入所生活介護と兼務）
生活相談員は、利用者の生活相談に当たる。
介護支援専門員 1名以上（併設介護老人福祉施設及びユニット型短期入所生活介護と兼務）
介護支援専門員は、短期入所生活介護計画の作成等を行う。
看護職員 3名以上（併設介護老人福祉施設及びユニット型短期入所生活介護と兼務）
看護職員は、看護の提供に当たる。
機能訓練指導員 1名以上（併設介護老人福祉施設及びユニット型短期入所生活介護と兼務）
機能訓練指導員は、機能訓練の提供に当たる。

介護職員 25名以上（併設介護老人福祉施設と兼務）

介護職員は、介護の提供に当たる。

栄養士 1名以上（併設介護老人福祉施設及びユニット型短期入所生活介護と兼務）

栄養士は、必要な栄養管理を行う。

従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たる。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じてその他の従業者を置くことができる。

（利用定員）

第5条 利用定員は32名とする。ただし、災害時等においては定員を超えて利用者を受け入れる場合がある。

（短期入所生活介護の内容）

第6条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 生活指導（相談援助等）
- (2) 機能訓練（日常動作訓練）
- (3) 介護サービス
- (4) 健康状態の確認
- (5) 送迎
- (6) 給食サービス
- (7) 入浴サービス
- (8) その他利用者に対する便宜の提供

（利用料等）

第7条 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用 別表第1のとおり
- (2) 滞在に要する費用 別表第1のとおり
- (3) レクリエーション、クラブ活動 材料費等の実費
- (4) 複写物の交付 1枚につき10円
- (5) その他指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの 実費
- (6) 次条に規定する通常の送迎の実施地域を越えて行う送迎の費用として、実施地域を越えた地点から1キロメートルごとに20円。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

4 事業者は第2項に規定する食事の提供に要する費用並びに滞中に要する費用、その他の費用の額を改定することがある。費用の改定にあたっては、介護保険制度の改正内容や事業所が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案し改

定するものとし、利用者又はその家族に改定の考え方を書面で説明し、書面での同意を得た上で改定するものとする。

（通常の送迎の実施地域）

第8条 通常の送迎の実施地域は、高松市内全域（島しょ部を除く）とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第9条 利用者は、指定短期入所生活介護の提供を受ける際には、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 利用者は火気の取扱いに注意しなければならない。
- (2) 利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。
- (3) 利用者は喧嘩、口論または暴行等、他人の迷惑となる行為をしてはならない。
- (4) 利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。

（緊急時における対応方法）

第10条 従業者は、指定短期入所生活介護を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに家族及び主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（苦情処理）

第11条 管理者は、提供した指定短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（事故発生時の対応）

第12条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに高松市、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（虐待防止に関する事項）

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 虐待防止のための指針を整備し、必要に応じて見直しを行う。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (3) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを高松市に通報するものとする。

（身体拘束の制限）

第14条 従業者は、指定短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

（非常災害対策）

第15条 事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく次の業務を実施する。

- (1) 消火、通報及び避難の訓練（年2回）
- (2) 消防設備、施設等の点検及び整備
- (3) 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
- (4) その他防火管理上必要な業務

（衛生管理、感染予防等）

第16条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し又はまん延しないよう、別に定めるはなぞの園感染対策マニュアルに基づいて適切な措置を講じるものとする。

（個人情報保護）

第17条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努める。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第18条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- (2) 継続研修 年2回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契

約の内容とする。

- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人花園福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 10 月 23 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定は、令和元年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 2 年 1 月 23 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

食費・滞在費の費用

(1) 介護保険負担限度額認定者以外の者

料金の種類	金 額	備 考
食事の提供に要する費用	1, 445 円／日 (朝食 293 円、昼食 576 円、夕食 576 円)	
滞在に要する費用	従来型個室 1, 171 円／日 多床室 855 円／日	

(2) 介護保険負担限度額認定者

料金の種類	金 額	備 考
食事の提供に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第 1 段階認定者 300 円／日 第 2 段階認定者 600 円／日 第 3 段階①認定者 1, 000 円／日 第 3 段階②認定者 1, 300 円／日	
滞在に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第 1 段階認定者 従来型個室 320 円／日 多床室 なし 第 2 段階認定者 従来型個室 420 円／日 多床室 370 円／日 第 3 段階認定者 従来型個室 820 円／日 多床室 370 円／日	